

別居親族による訪問系サービスの提供にかかる事前協議実施要領

(目的)

第1条 本要領は、別居親族による訪問系サービス（以下「当該サービス」という。）を提供しようとする指定障害福祉サービス事業所（以下「当該事業所」という。）に対して、事前協議の手続きを定め、適正なサービスを提供し、もって介護給付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本要領における定義は、次のとおりとする。

- (1) 「訪問系サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援をいう。
- (2) 「利用者」とは、事前協議及び承認を経て、当該サービスを利用する者をいう。
- (3) 「別居親族」とは、当該利用者と別住居に居住し、かつ当該利用者の配偶者又は3親等内の血族又は3親等内の姻族をいう。
- (4) 「別居親族ヘルパー」とは、利用者の別居親族であって、居宅介護員等の資格を有し、当該事業所に居宅介護員等として雇用されている者をいう。

(事前協議)

第3条 当該サービスを提供する当該事業所は、「別居親族による訪問系サービス提供にかかる事前協議書」に障がい福祉課長が提出を指示した書類等を添えて、当該サービスの支給申請前までに、障がい福祉課長に対して協議を申し出るものとする。

(承認)

第4条 障がい福祉課長は、利用者が別記1の要件を満たしていることを確認した場合、当該サービスの支給決定を行うことにより承認する。

2 承認する期間は、障がい福祉課長から指示がない限り、当該サービスの有効期間とする。

(承認の継続)

第5条 当該事業所は、承認期間の終了した後も、継続して当該サービスが必要であると判断した場合、第3条に規定した手続きによって、再度、事前協議を申し出るものとする。

(サービスの実施)

第6条 当該事業所は、当該サービスを実施するにあたっては事前協議での承認要件に従い、当該サービスを適正に提供しなければならない。

(事業所の注意義務)

第7条 当該事業所は、居宅介護員等に対してあらゆる機会において当該サービスについて周知し、本要領に反することがないように、努めなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は令和7年7月1日から施行する。
- 2 施行日現在において当該サービスを提供している場合は第3条の規定にかかわらず、速やかに、障がい福祉課長に対して事前に協議を申し出るものとする。

別記1 承認要件（第4条関連）

- (1) サービス提供責任者は、利用者本人への面談等によって、利用者の心身状況を客観的かつ十分に把握していること。ただし、当該確認を行うものが利用者の親族に該当する場合は、他のサービス提供責任者等が確認すること。
- (2) 個別支援会議、サービス担当者会議等において、他者ヘルパーによる介護の可能性について十分に検討し、親族等の協力のもとで実際に導入を試みる等、積極的に取り組んでいること。
- (3) 別居親族ヘルパーに対する行動管理・指導の徹底によって、常に当該サービスの適正性が確保できる体制にあり、その監督方法が明確であること。
- (4) 利用者及び親族等に対し、家族として行うべき介護と介護給付における居宅介護等サービスの区分を説明し、十分な理解を得ていること。
- (5) 別居親族ヘルパーは、当該利用者へのサービスに偏ることなく、他の利用者に対しても居宅介護等サービスを提供していること。